

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱

(昭和44年9月25日福岡県告示第865号)

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱を次のように定める。

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱(昭和28年10月福岡県告示第626号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、教育、学術又は文化の振興に貢献し、功績顕著と認められる県内の私立学校(私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条第2号の規定により知事が所轄する学校をいう。以下同じ。)の設置者(法人にあってはその役員。以下同じ。)、教職員等について、その業績を表彰し、よって私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号の1に該当する者について知事が行なう。

- 1 私立学校の設置者で、25年以上学校の経営又は教育に従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 2 私立学校の教育に30年以上従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 3 私立学校の事務又は用務に30年以上従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 4 私立学校の設置者又は教職員等で、教育、学術又は文化に関し、有益な研究、発明若しくは発見をし、又はその振興を図り、その功績顕著な者
- 5 私立学校の設置者又は教職員等で、その職務を遂行するにあたり死亡し、又は重度障がいとなった者
- 6 前各号に掲げる者のほか、表彰に値すると認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を贈って行なう。この場合において、表彰状には、副賞を添えることがある。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年文化の日(11月3日)に行なう。ただし、特に必要があるときは、随時に行なう。

附 則

この告示は、公布の日(昭和44年9月25日)から施行する。

附 則

この告示は、公布の日(平成19年10月5日)から施行する。